

第5次 坂出ふくしプラン21

概 要 版

令和2年度～令和6年度（5年間）

基 本 理 念

みんなで作る支え合いの輪 住む人が輝くまち坂出
～誰もが役割といきがいを持つ 地域共生社会をめざして～

地域福祉活動計画とは

市町村社会福祉協議会が中心となって策定する計画で、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるように、地域住民と公私の社会福祉関係者が互いに協力して、地域の福祉課題を主体的に解決する（地域福祉）ための具体的な活動について定めるものです。

社会福祉協議会とは？



社会福祉協議会は、全国の市区町村、都道府県・指定都市に設置されている社会福祉法人です。様々な問題によって生活しづらさを抱えている人が、自立した生活を送ることができるよう支援する（個別支援）と同時に、地域福祉を推進する組織として、住民主体の活動の促進と、すべての人が孤立したり排除されたりしないように、住民同士が支え合う地域づくり（地域支援）を進めています。

地域福祉を充実させるための仕組みづくりや、住民が主体となって行う福祉活動への支援などを通して、「福祉のまちづくり」の実現をめざします。民間組織としての自主性を持つと同時に、住民や社会福祉関係者に支えられた、公共性も持つ団体です。

坂出市では、12地区すべてに住民組織である**地区社会福祉協議会**が組織されています。自治会・民生児童委員・婦人会・老人クラブなど、地区内の関係団体と協力して、高齢者や障がいがあるかたへの見守りや、配食サービス、地域の人々が気軽に集まれる仲間づくり活動・居場所づくり活動（サロン活動）、世代を超えてつながり合う行事等を行っています。

また、関係団体が地域の課題について話し合う場である**協議体**での取り組みを通じて、地域で助け合えるつながりづくりや仕組みづくりが進められています。

すべての人が、未来に希望と安心感を持って暮らせる地域をつくるため、あらゆる世代のかたが協力できる関係を築きましょう。

基本目標Ⅰ 地域に広げる助け合いの輪

～小地域福祉活動の充実～

小地域とは隣近所で互いに顔の見える関係が築ける、概ね自治会の範囲を指し、地域包括ケアシステムにおける“第3層”と言われる圏域となります。地域で安心して暮らし続けるためには、身近で頼り合い、相談し合える人、そして住民同士で助け合えることが大切です。

これまでも、住民同士の助け合い（互助）を基調とした様々な活動を進めています。自分自身も含めて、誰もが自立して生活ができるように、地域での支え合いの意識を広げて、小地域福祉活動をさらに進めていきましょう。

1. 見守り・訪問活動（小地域ネットワーク活動）の強化

援助が必要な人を隣近所で見守ります。周囲に関心を持つことで異変の早期発見・早期対応につながります。

2. ふれあい型食事サービスの実施

“食事”をきっかけにして、安否確認・生活課題の把握を行います。見守りや訪問を行う手段の一つです。

3. 生活支援活動の推進

日常の家事や外出などに困っている人（世帯）に対して、隣近所や地域の「互助」で支援を行います。

4. 小地域福祉座談会の開催

日常生活の困りごとや地域に共通した課題などについて話し合うことで、解決策を考える場です。



基本目標Ⅱ みんながつながる地域づくり

～世代を超えたつながりづくり～

地域での助け合い、支え合いを進めるとしても、お互いに見たことも話したこともない人同士では、支える側も支えられる側も戸惑います。日頃からの関係が築けていてこそ“助けてほしい”“助けてほしい”と言い合えるのではないのでしょうか。住民同士が自然に助け合える、協力し合える関係づくりを広げましょう。

また、核家族化や少子高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の“子育て力”が低下していると言われています。将来を担う子どもたちがより豊かに育っていけるように子育てを地域で応援しましょう。

1. 仲間づくり活動・居場所づくり活動（サロン活動）の拡充

地域で気軽に集まることで、身近で頼り合い、助け合える関係をつくります。孤独感の解消にもつながります。

2. 世代間交流を通じた次世代育成

世代間交流を通じて子どもや親世代も地域の活動に参加することで、活気あるまちづくりをめざしましょう。

3. 子育てを応援する地域づくり～地域で子どもを守る～

子育ての不安を共有したり相談したりすることで、安心して子育てができるよう地域で子育てを支えましょう。

4. 防災を通じた地域の連携

住民が共通して関心のある“防災”を通じて、世代を超えて地域がつながるきっかけにしましょう。



基本目標Ⅲ 誰もが輝ける地域づくり

～担い手づくり・いきがいづくり～

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが地域でいきいきと安心して生活を送れることをめざし、様々なサービスや活動を組み合わせて、地域における支え合い・助け合いを進めていきます。

誰かの役に立ち、喜んでもらえる、自分自身の心も温かくなり、いきがいづくりにもつながります。活動を通じた人づくりも同時に進めていきましょう。

1. 福祉推進委員活動の充実

地域の見守りや援助活動など、身近な地域での福祉活動に取り組んでいきましょう。

2. ボランティアの発見・組織化

地区でのボランティア養成や活動の機会をつくり、活動希望者の発見と受け皿づくりを進めましょう。

3. 活動へのきっかけづくり（地域デビュー）

声をかけ合ったり、誘い合ったりして、地域の活動へ一歩踏み出すきっかけをつくっていきましょう。

4. 活躍できる場づくり

経験や特技を発揮できる場をつくり、誰もが活躍できる機会を増やすことで、いきがいづくりにつなげましょう。



基本目標Ⅳ 住民参加のまちづくり

～ネットワークの強化～

地域活動の主体が互いに尊重し合うことで、共生社会としてのまちづくりが促進されます。各種団体や行政などが、それぞれの立場や役割を理解し、連携・共働によるネットワークを確立するために、情報交換と情報発信の充実を図りましょう。

柔軟で多様性のあるネットワークにより、誰もが参加できる活動や交流の機会を増やし、継続的かつ多層的に取り組むことが、今後のポイントになってきます。既存の地域活動を持続可能なものにしつつ、地域の現状に合ったものへと変化することも必要です。社会福祉法人などの社会貢献活動と連携して、福祉施設が併せ持つ専門性を地域課題の解決へ活かすことも考えてみましょう。

1. 関係団体の連携強化（協議体の充実）

地域の団体と行政や関係機関が、互いに役割を理解し、情報を共有することで連携できる体制を築きましょう。

2. 福祉施設や多様な主体との連携

福祉施設（法人）や事業所等の専門性を地域の課題解決に活かすため、地域との連携のきっかけをつくりましょう。

3. 地区社協（活動）のPR<情報発信>

地区社協の事業や効果の周知はもちろん、相談窓口や他団体の情報を発信するなど、広報紙を充実しましょう。

4. 関係者のスキルアップ

関係者だけでなく、住民にも学びの機会を提供することで、地域の課題解決に対する意識を高めましょう。



地域で安全・安心に暮らすためには自助力の維持・向上と互助の充実を図ることが大切です。「自助」「互助」「共助」「公助」が連携し合い、必要に応じた支援を選択し提供できるように、日頃のつながりづくりや助け合いの仕組みづくりを進めましょう。



ゆるやかな見守り

隣近所のかたの異状を早期に発見するために、外から見える範囲で、注意して見守りをを行います。夜に電気がついているか、郵便や新聞が溜まっていないか、洗濯物が干したままになっていないかなどを気にかけることで、問題の早期発見や、発生を未然に防ぐことができます。

ひとり暮らしのかたや子どもは、突然の事態を外部に知らせることができない場合や、緊急の対応が必要なこともあります。普段との違いに気づくことで、早期対応につながります。

隣近所でできること

声かけ・あいさつ

日頃から近所の人と顔を合わせ、声かけやあいさつをすることで、何か困った時に相談したり、助け合ったりできる関係をつくります。普段の関係が、近所の人のおちょっとした変化（異状）に気づくことにもつながります。

また、昼間一人になる高齢者には、災害発生時の早期支援に、児童・生徒には、登下校時などの犯罪被害防止になることも期待できます。互いに支え合う地域づくりのきっかけとして、声かけ・あいさつを進めましょう。

地域で困っている人や気になる人を見つけた時は

社会福祉協議会や担当の**民生児童委員**・**福祉推進委員**などにご相談ください。

坂出市社会福祉協議会の相談窓口

福祉総合相談センター

日常生活上の問題を相談する窓口です。有識者や民生児童委員が相談員として相談に応じます。専門的な相談が必要なかたに対しては、弁護士・社会保険労務士・土地家屋調査士等と連絡や連携を取り、対応しています。

☎(0877)45-1133(直通)

さかいでふれあいサービス

地域のかたが協力会員（有償ボランティア）として、利用会員（日常生活に困ってるかた）の家事等の援助を行う、会員制の在宅福祉サービスです。住民相互の支え合いを基本に柔軟な援助活動を行います。

☎(0877)44-3505(直通)

成年後見センター

高齢者や障がいのあるかたの、判断能力や生活状況に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業により本人の権利を守り、地域で安心して暮らせるよう、お手伝いをします。

☎(0877)46-5038(直通)

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたいかたと、援助を行いたいかたとが会員となり、子育て支援の活動を行う会員制による相互援助（有償）の仕組みです。

☎(0877)46-2055(直通)

社会福祉法人

坂出市社会福祉協議会

〒762-0043 坂出市寿町一丁目3番38号

TEL (0877)46-5078 (代表) FAX (0877)45-1150

E-mail sakaideshakyo.chiiki@crux.ocn.ne.jp